

平成29年度第19回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成30年3月9日（金） 13：18～17：30
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員
<事務局>
川田教育次長 浜本総務部長 大谷学校教育部長 日下社会教育部長
後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 福田委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容

（雪村教育長）

それでは、ただいまより教育委員会会議を始めます。

本日は、議案15件及び報告事項10件です。このうち教第92号議案、教第95号議案、報告事項5及び報告事項10については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第84号議案及び教第90号議案については、同項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。報告事項2については、同項第5号により、訴訟または不服申し立てに関する事。教第91号議案、報告事項3及び報告事項9については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（5名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは、教第94号議案、神戸市指定有形文化財の指定、神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定解除及び神戸市登録有形文化財の登録抹消に関する件について、文化財課よりお願いします。

教第94号議案 神戸市指定有形文化財の指定、神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定解除及び神戸市登録有形文化財の登録抹消に関する件

（千種文化財課長）

本年2月20日に文化財保護審議会が開催され、答申を受けました。その内容は昨年8月

8日の教育委員会会議において、文化財保護審議会の諮問について議決いただいた2件、及びこの2月20日に追加で諮問した1件の合計3件です。1ページ目と2ページ目に表を掲載していますが、建造物1件の指定及び天然記念物1件の指定解除、それから2ページ目の建造物1件の登録抹消の合計3件です。なお、天然記念物については今年の台風21号の被害を受けたことにより、追加諮問となったものです。

3ページ目には、それぞれの所在地を赤丸で示しています。

4ページ目は、今回の答申に基づく件数の変更ですが、指定により1件増、指定解除・登録抹消により2件が減となりますので、差し引き1件減の合計229件となります。

5ページからそれぞれの説明を書いています。まず東灘区の塩野家住宅（旧稲畑家住宅）の概要を5ページに記しています。建築家、木子七郎の設計によるもので、大正時代に流行した洋風建築のデザインであり、かつ中産階級のための住宅の開発が進められた阪神地区の住宅文化の一端を示すものです。

6ページにその写真を掲載しています。答申では、市の指定文化財にふさわしいという評価をいただいています。

続いて、7ページには東灘区の鷺ノ森のケヤキの概要を記しています。平成11年に市の天然記念物に指定され、平成16年から18年にかけて倒木防止の支柱構築とワイヤー補強を行っていましたが、昨年10月22日の台風21号の暴風により倒木しました。根元から折れ、幹部が空洞化し、再生は不可能と判断されましたので、所有者により滅失の届け出が提出されたものです。8ページにその写真を載せています。

続いて9ページには山中家住宅の概要を記しています。これは所有者の希望もあり、茅葺屋根の躯体を解体除去することになったものです。記録保存のための調査を行い、6月30日に建てかえ工事が完了して、現状変更等・修理終了届が提出されています。10ページにその写真を掲載しています。

以上3点、御審議のほどよろしく申し上げます。

（雪村教育長）

文化財関係についていかがでしょうか。

（梶木委員）

1点目の塩野家住宅は、どなたか今お住まいですか。

（千種文化財課長）

今、所有者の方はお住まいではなくて御近所におられます。娘さんが1カ月に一度ほど、中を開けて空気を入れておられるという状態です。

（雪村教育長）

今のところ一般への開放の予定はないですか。

(千種文化財課長)

開放を目指して使われる方、あるいはお住みになるような方も含めて今マッチングについていろいろとあちらこちらにお声がけをされていると伺っています。

(雪村教育長)

ほか、よろしいですか。3件——指定と解除と登録抹消を御承認いただけますでしょうか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

続いて、第82号議案、教育長の臨時代理による「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件と、第83号議案、教育長の臨時代理による「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件についてお願いします。

教第82号議案 教育長の臨時代理による「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件

教第83号議案 教育長の臨時代理による「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件

(荒木小磯記念美術館事務室長)

82号議案、83号議案は同様の案件ですので、一括して御説明します。

議案の趣旨は、小磯記念美術館、それからゆかりの美術館の入館料に関して、平成30年度から高校生以下を無料化し、大学生の特別料金を設けます。これに当たり、必要な規則の改正をしようとするものですが、その根拠となる条例改正が現在市会で上程中ですので、この議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため、教育長の臨時代理により規則の制定を行うことについてお諮りするものです。なお入館料の改正及び条例改正については、1月29日の教育委員会会議にてお諮りしています。今回の規則改正の内容は、条例改正に伴い規則の文言及び減免申請等の様式類の変更を行うもので、1ページから4ページにその内容を記載しています。また、その新旧対照表を5ページから6ページに記載していますのでごらんください。

今後の予定としては、現在市会に上程されている条例改正の議案が議決されたのち、速やかに教育長の臨時代理により1ページにある規則を公布し、4月1日から施行します。

また、公布後初めて開かれる教育委員会会議において報告を行う予定です。

以上、よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

82号議案、83号議案いかがでしょうか。

博物館本体についてはリニューアル後に同様の検討をするということですか。

(荒木小磯記念美術館事務室長)

はい。

(雪村教育長)

では、御承認いただけますでしょうか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

続いて、93号議案、神戸市立高等学校学則等の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第93号議案 神戸市立高等学校学則等の一部を改正する規則の件

(松浦学校環境整備課長)

本件は、3月31日付で神戸市立神港高等学校及び神戸市立兵庫商業高等学校を廃止するに際して、高等学校の学則及び通学区域に関する規則を改正しようとするものです。

改正する規則の第1条、第2条と、1ページの改正部分の抜き書きをごらんください。1ページの上段は学則別表であり、各校の課程、学科と修業年限等を記すものですが、こちらの2項を削除させていただきます。そして、下段は通学区域に関する規則別表であり、各校の通学区域を記すものですが、こちらも同じように削除させていただきます。

なお、学校設置条例の改正については、2月20日に市議会に議案を上程済みです。

以上です。何とぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

(雪村教育長)

第93号議案いかがでしょうか。

既定路線に沿った改正ですので、よろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

それでは報告事項4、平成29年度神戸スクール・ミーティングの実施結果についてお願いいたします。

報告事項4 平成29年度神戸スクール・ミーティングの実施結果について

(仲田教育企画担当課長)

今年度のスクール・ミーティングについては、幼稚園1園、小学校4校、中学校2校、特別支援学校1校、高専1校で実施しました。御出席等ありがとうございました。

まず1ページは実施日時等を記載しており、2ページ・3ページに主な意見だけですが記載しています。施設整備については、湊小学校でのトイレの洋式化の推進といった御要望ですとか、あと兵庫中学校では普通教室のエアコン設置はありがたかったが、さらに特別教室へのエアコンの整備もお願いしたいということ。高羽小学校が過密な状況ということで、実際ごらんいただいたとおりではありますが、来年度予算にも計画の検討を計上しています。当日はまだ予算の発表前ということで、改めて御説明したいというお答えになっていました。

次の地域との連携というところですが、大沢中学校では長尾小学校・北神戸中学校から、希望のお子さんについては大沢のほうにお越しいただけるというような新たな取り組みによって、子供の数がふえて、複式学級の解消等、活性化したというようなお声もいただきました。魚崎幼稚園については、自然豊かな園庭の中での、のびのびした活動が子供にとってもよいというような御意見がありました。

その下の情報発信については、高専の特色というか、例えば大学などで学ぶ専門的な知識と、入社後すぐに役立つような技術の両方を合わせて身につけることができるといった、学校としての魅力をもっと発信して知名度を高めてもらう必要があるのではないか。特に市の東部地域ではそこまで知名度は高くないのではないかとというような御意見もありました。山田小学校では、子供の数の減少というのが大きな課題ということを地域の方もおっしゃっていました。どうしても山田小学校への通学の関係上、箕谷小学校へ指定外通学をされるお子さんもいるということで、まず学校の魅力をPRしていったらどうかということで、箕谷小学校区の幼稚園に10月のオープンスクールの案内とか音楽会の案内を行って、魅力の発信といいますか、ぜひ見に来ていただきたいというような呼びかけを今年度早速行っているところです。

3ページですが、いぶき明生支援学校については、新しくできた学校ということで知肢併置校の特性を生かした子供・先生の交流活動などにも努めていっていただきたいという

御意見です。

最後に、山田小学校の通学費助成の充実の御要望もありました。本来は山田小学校に行くべきお子さんでも、山田小学校へ行くとなったらバスに乗る必要があります。ただ、通学費補助はその段階では半額の補助でしたが、それを全額にすることによって交通費の負担がなくなるので、箕谷小学校へ流れていっている子供が全額補助によって山田小学校に戻ってくるのではないかという御要望でした。スクール・ミーティングの段階では、そういう御要望を伺ったということにとどまっていたのですが、これについては平成30年度予算で全額補助が実現できたというような話になっています。

今年度の報告は以上ですが、来年度に関しては、また本年度並みの開催を行っていきたいと考えています。小学校4校、中学校2校、あと幼稚園、高校、特別支援学校で2校程度かなと思っています。また、今年度、御蔵小学校では午後からスクール・ミーティングということで実施して、午後からということだったので参加しやすかったと思うのですが、生徒指導担当の方、総務・学習指導担当の方、主幹教諭の方に入っていたの意見交換ができたというのがありました。また、放課後学習もその日たまたまやっていたので、そういった様子もごらんいただきました。

来年度以降も一部午後からスタートするようなスクール・ミーティングも行っていきたいと思います。また実現の方向で調整したいと考えているのですが、放課後の見学の中で教育委員さんと現場の先生方のちょっとした意見交換、地域の方がいない場でそういった意見交換の実施もできないかということで、調整は進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

(雪村教育長)

スクール・ミーティングについて、今年度のことで何か確認されたいことや御質問、それから来年度についてこういったところを見たいとか、また何か発案があればお願いします。

(山本委員)

先ほど言っていたように、多忙化とか学力向上というあたりがこれからはっきりと見ていかなければならない観点になってくると思うので、今言われたように午前中に参観してというだけよりも、午後の放課後学習だとか、部活の様子だとか、それから特に教職員の方々と意見交換できるような場があれば、そういうパターンもバリエーションを変えてあったほうがいいのかと、ことし回りながら私は感じました。

(仲田教育企画担当課長)

そういった御意見をいただいていたので、その方向で検討していきたいと考えています。

(今井委員)

すごくうまくいっているところを見に行くというよりは、やはり何らかの課題を抱えているところをぜひ見せていただきたいなと思いますのでお願いしたいと思います。

今回のこの報告というのは、この報告書をまとめて何かどこかに送るとかはありますか。

(仲田教育企画担当課長)

具体的に報告書をまとめてとかということではないです。取り組みについては教育委員会だよりなどでスクール・ミーティングの概要等についてお示ししています。

(今井委員)

本当に主な意見を一部だけ取り上げていただいているんですけども、もっとほかにもいろいろ——やっぱり少人数学級を希望するという保護者の御意見があったりとか、学校図書館司書をちゃんと配置してほしいという御意見とか、プロジェクターの設置とか、いぶき明生で教員の通勤のこととか、いろいろとあったと思います。

(仲田教育企画担当課長)

もう少し実際の意見についてまとめた形で、後日改めてお送りします。

(梶木委員)

前にも何回か言っているのですが、例えば1学期は大体7月になるんです。時期的な話ですけども、もうちょっと前とか、結構懇談会とかの時期ぐらいで、授業も割と1学期のまとめぐらいになってきそうなころに行ったりするので、もうちょっと真ん中のタイミングぐらいで行けるといいのかなと思うときがあります。

(山本企画調査係指導主事)

希望を聞いて調整していくとこうなってしまう。

(梶木委員)

こうなってくるんですね。12月とかも多くなってきて、2学期で調整したら2学期の終わり、1学期で調整したら1学期の終わりになってくる感じですね。

(仲田教育企画担当課長)

確かに年度はじめの4月、5月というところは、事前の準備として、先生が変わってからみたいところもあるので、1学期はやはり6月、7月ぐらいになるかと思います。年間通して考えられますので、行事のタイミングとかというのは難しくなりますが、2学期

については、12月に固めなくてもいけるのかなと思うので、そのあたりも考えていきます。

(梶木委員)

7月だったらこの週はスクール・ミーティングの週みたいになっているじゃないですか。もうちょっと間隔をあけてほしいと思います。

(仲田教育企画担当課長)

その辺も留意させていただきます。

(梶木委員)

同じ時期で比較できるというのもあって、どっちがいいのかわかりませんが。

(仲田教育企画担当課長)

ただ、固まると御負担が正直あるかと思いますが、そのあたりは留意したほうがいいと考えています。

(梶木委員)

ほかの方の御意見はいかがですか。

(雪村教育長)

確かに、年間計画をきっちり立てようとするから調整に時間がかかると思います。例えば5月の下旬にある1校は、去年と大幅に校長・教頭が変わっていないところを選んで、あとは未定ですとか、そういう工夫を考えないといけませんね。ただ、学校も都合があるでしょうけれども。

この件、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしたら、またそのあたりを踏まえて考えてください。

(仲田教育企画担当課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

続いて、教第88号議案、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定に関する件に

ついてお願いします。

教第88号議案 神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定に関する件

(吉岡学校教育課首席指導主事)

第88号議案の神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定に関する件について御説明します。

平成29年3月に国の基本方針の部分改定が行われました。本市の基本方針を改定するに当たり、まずは国の改定箇所を反映させるように進めてきました。さらに、本市のいじめ問題対策連絡協議会の委員長でもあり、国の基本方針の改訂委員をお務めになられている新井肇先生や、あるいは本市いじめ問題審議委員会の委員長の中村豊先生の御助言をいただきながら、作業を進めてきました。全般に渡って初版策定時より大切にしてきた神戸らしさを踏襲したものになるように心がけてきました。

なお、いじめ問題対策連絡協議会では、繰り返し御協議いただき、委員から出された意見も積極的に入れるような形で整えています。新井委員長からは最終的にはいい形で整ったのではないかと御意見も頂戴しています。

本日は資料として3点御用意しています。一つ目は、表紙に改定案と書かれた本市の基本方針の本体です。二つ目は、改定内容を新旧対照表にまとめたものです。三つ目は、改定のポイントをA4一枚にまとめたものです。

まずは、改定ポイントがまとめられたA4一枚もののプリントをごらんください。今回の改定内容について、そのポイントをまとめたものになっています。詳しくは後ほど改定案本体について御説明します。

まず、国の主な改定ポイントを参酌したものを改定ポイントAとしています。本市の改定案に反映させるに当たり、重視した内容を大きく6つ挙げています。次に改定ポイントBとして、本市がより大切にしていきたいと思い独自に改定する箇所として大きく5つ挙げています。そのほか改定ポイントCとして、国の改訂や本市の実態を考慮して表記の追加や変更を行う点を挙げています。

それでは、本市基本方針の改定案を利用して、改定箇所の大きな部分についての御説明をさせていただきます。表紙に改定案と書かれた19ページからなる冊子をごらんください。

この本市の基本方針本体は、改定部分を網掛けで記しています。色の濃いほうが改定後の国の基本方針の文言に変更したり、追加をしたものです。色の薄いほうがその他の変更や追加となった部分です。また、先ほど申し上げたように、改定ポイントA、B、Cそれぞれについても網掛けの部分の横に合わせて表記しています。

それでは基本方針の冊子に沿って御説明します。

まずは2ページをごらんください。

ここでは、いじめ認知と対応に関することとして2カ所、国の改定に沿った追加や変更

をしています。前回けんかは除くと表記していた部分が、けんかやふざけ合いであっても児童・生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断すると変更しています。また、いじめという言葉は使わずに指導する軽微なケースにおいても、法が提起するいじめに該当する場合はいじめとして認知し、校内いじめ問題対策委員会において情報共有するという内容に変更しています。

続いて、3ページ目の一つ目は、いじめの加害と被害の流動性ととともに、暴力を伴ういじめに関する認識について追加しています。

二つ目は、教員の責務に関することです。全国的に個人や特定の教職員が問題を抱え込んでしまうことにより、問題がこじれたり解決に時間がかかったりする事例が後を絶ちません。いじめの防止と早期発見、そして情報共有と組織的な対応という点について、教職員には義務があり、それを果たすべき責任があるということです。

次に、4ページから9ページにかけては、スクールソーシャルワーカーについての記述が4カ所にわたって追加されています。本基本方針が策定された4年前にはなかった施策です。今後、より積極的な活用が望まれます。

5ページには、家庭の役割と保護者の責務についての記載をしました。豊かな人間性を育むための家庭の役割に加え、子供がいじめを受けた場合、いじめを行った場合、そのどちらの場合においても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をするという内容です。5ページの後半からは、教育委員会が実施する施策についての記述になっています。

6ページをごらんいただくと、児童・生徒の自主的・自発的な取り組みについての記述と、教職員の校内研修についての記述が初版時よりさらに具体的な内容で記されています。児童・生徒の取り組みについては、かねてより本市では力を入れているところではありますが、今後もさらに充実した取り組みを推進していきたいと思っています。

9ページには、特に配慮を要する児童・生徒の対応として新たな項目を起こしています。改定された国の基本方針の別添2に記載されている内容ですが、新井委員長からは、これはぜひ入れるべきだとの御助言をいただきました。追加に際しては、国の内容に加え、本市独自の視点として、児童養護施設や児童自立支援施設等で生活する児童・生徒にも言及しています。

9ページの中ほどからは、学校が実施すべき施策についての記述になっています。

11ページの(4)の③相談機能の充実の項では、総合教育センターの教育相談指導室が中心となって取り組んでいる「育てる教育」についての記述を加えています。これには、先ほど申し上げた中村先生も携わっていただいています。

そして、今回の国の基本方針の改定において特に留意すべき内容として、12ページの(6)いじめの解消についてのことが挙げられます。いじめとされる行為が少なくとも3カ月間行われていないこと。いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを認識すること。この二つが要件となります。かねてより神戸市では、いじめを受けた児童・生徒については、区担当主事による継続した確認を行っています。しっかりとフォロ

一するように心がけています。

13ページの(8)は、先ほどの9ページのところにもある、特に配慮を要する児童・生徒への対応について、学校として実施すべき内容についてより詳しく記述しています。

14ページの(10)では、いじめに対する学校の指導体制や指導内容、そしていじめの問題に向き合う姿勢を共有するために、積極的な校種間の連携を推進することを新たに加えました。これも、いじめ問題対策連絡協議会で委員の方より強く出された意見を取り入れているものです。

内容についての説明は以上ですが、今後、本市の基本方針改定後は、その内容を踏まえた上で、各校において学校基本方針の改訂を行っていただくこととなります。改定後、3月中には各校へ周知し、新年度に入れば早速改定に取りかかっている予定です。今後、1学期中を目途に各校での改定を終え、各校のホームページ上にアップしている基本方針を更新し、完了となる予定です。これからは神戸市では、するを許さず、されるを責めず、第三者なしという神戸市いじめ指導の三原則を核とした指導を継続していきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(雪村教育長)

神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について、いかがでしょうか。質問、御意見等お願いします。

(山本委員)

やっぱり子供たちが充実した学校生活を送っていく上で、特にいじめ防止は非常に大きな観点になってきていますし、今回の改定に当たってのポイントをこんなふうにわかりやすい形でまとめていただいたというのは、大変ありがたいことです。やっぱり大事なことは、これをもとに各学校で各校の基本方針をもう一度改定して、いかに浸透させるかというところが一番大きなあたりかなと思います。どこもホームページに載せる作業はしているけれども、それがどれだけ中に浸透して、子供たちの実際の生活に変えていくかというあたりが非常に大事なところだと思いますので。各校の生徒指導担当もしくは小学校で言うところの生徒指導係等が中心になって、校内へ広めていく、認知していくようになるかと思いますが、各校にわたったときに、いかにわかりやすく、しかもそれぞれをうまく浸透させるノウハウみたいなものをきちっとそろえていただけたらありがたいです。

恐らく学校でその都度その都度説明したりする機会に、わかりやすい形のもの、現場へ浸透しやすい形のもの、またおろし方についても工夫を加えていただけたらありがたいなと思います。

合わせて、学校評価の項目に加えられたことは、毎回学校評価をしていく中で、必ず目にとまる場所ですので、今までより学校の中できちっとそれを認識しながら認知しながらという意味では、ここに加えたのは大きなポイントかなと思います。

(雪村教育長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、88号議案、御承認いただけますでしょうか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、報告事項6、神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱についてお願いします。

報告事項6 神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱について

(山下学校教育課首席指導主事)

神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱についての御報告です。まずこの設置要綱ですが、教育課程基準として小学校版と中学校版を策定しています。現行の学習指導要領に準拠したものを、神戸市の特色を踏まえて編集しています。このたび、小・中学校の次期学習指導要領が告示されましたので、それに準拠したものを来年度をかけて編集していこうということです。

資料を1枚めくっていただくと、策定についてということで書いています。今申し上げたように、新しい学習指導要領が出ましたので、その中に本市の特色を存分に詰め込んで、神戸市版の学習指導要領的なものを策定していこうということです。目指す資質・能力等を明確にすること、あるいは実際の新学習指導要領は中学校のほうが1年おくれて始まるのですが、小中一貫という観点で編集をしたいということです。このたび小・中合わせて1年間かけて作成していこうということです。

また、今回の改定に伴って幼稚園からの接続、あるいは中学校を終えた後の高等学校への接続のことも大事だと言われていきますので、そのあたりのことに関しても内容的に踏まえていこうと思っています。

内容については、そこの四角囲みに書いていますけれども、その辺のことを重点的に取り上げていこうと考えています。

例えば、四角囲みの③新たな神戸の防災教育の充実ということがありますが、学習指導要領上は記載されていませんけれども、例えば理科の流れる水の働きなどは神戸市の六甲山の地形等を考えると、非常にあの学習が防災教育につながっていくという視点があります。そういった神戸ならではのことを子供たちにぜひ提供していきたいという内容を含めて編集していく考えです。なお、執筆に関しては、小・中学校ともに研究部の中で部員の

選定をさせていただいて、その方が中心になって執筆をしていきます。教科・領域によって人数は違いますけれども、各教科において10人から20人の編集委員を予定しています。なお、学識経験者としては、兵庫教育大学の長澤教授、あるいは神戸大学の渡邊教授にお力添えいただこうと内々にこの間御説明させていただいたところです。

年間3回程度の策定委員会を開きますけれども、その前に各教科・領域等において内容を執筆してということになってきます。

以上、報告です。

(雪村教育長)

報告事項6について、いかがでしょうか。

(今井委員)

編集委員をされる先生方というのは、本業もありつつ夜とかにされるのですか。

(山下学校教育課首席指導主事)

そうですね。前回の執筆者を見ていますと、ちょうど今教頭をしている先生方の名前がずらっと並んでいますので、若手で各教科等の研究部で活躍しているメンバーを選抜して、その方々にまずは執筆をお願いしていくということになります。

(今井委員)

くれぐれもご無理のないようにお願いします。

(山下学校教育課首席指導主事)

これを執筆することによって、より深く自分の研究領域・研究教科等が掘り下げて理解できますので、その後指導主事になったメンバーもたくさんおります。無理のないように、過重負担にならないようにはしたいと思っておりますけれども、よい経験として積んでいただけたらと期待しています。

(梶木委員)

今おっしゃっていた現場の教員の方というのは、この資料の中のどこに書いているのですか。

(山下学校教育課首席指導主事)

特に執筆者に関して、要綱のところに記載はありません。

(梶木委員)

執筆者とこの委員はまた別なんですね。

(山下学校教育課首席指導主事)

委員の方々はでき上がった物に目を通していただいて、それが神戸にとってふさわしいかどうかということ審議していただくための委員会になっています。

(梶木委員)

何かもともとの基準はあるのですか。その基準に合致しているかどうかというチェック項目があって、神戸らしいというのは何というのがありますか。よくこういうのをつくと本当にあっているのかということになります。

(山下学校教育課首席指導主事)

判断基準はあくまでも国の学習指導要領に戻ってしまうのではないかと思います。あと、それにどれぐらい神戸の特色が入ってくるかというのは、特に基準を設けて一致しているかどうかというように見ていただくわけではありませんが、まずは国のスタンダードにのっとっているかどうかは見えていただきながら、神戸の特色をもう少しここには入れられるんじゃないかというような御意見は頂戴できるのではないかと思います。

(梶木委員)

その神戸の特色というのは、例えばこれから神戸の特色としてこれを強くしていきたいというようなことは、どこがつくったものが基準になるのですか。

(山下学校教育課首席指導主事)

まずはそれぞれの教科・領域で執筆するときに、研究部の部長の校長とも連携するのですけれども、各教科・領域について今は総合教育センターに教科指導係があり、その担当指導主事等も含めて大きな道筋を検討した上で各執筆者が書いていくことになると思います。そのときには中身について一定の方向性を出せるのではないかなと思っています。

(梶木委員)

ありがとうございます。それぞれがつくってしまうとバラバラになってしまうのかなと思いましたが、大きな軸みたいなのをKECで作られていくのですね。

(中溝総合教育センター所長)

基本的に、教科を担当する指導主事が取りまとめ役みたいな形で指導助言を含めてずっと進めていきますので、各単元で何をどう指導するみたいなところは、現場の先生たちに書いてもらおうと思っています。今説明のあったように研究部の若い先生方のいい勉強の

機会でもあるので、そこで10年に1回改訂されることについて各教科の勉強もしていただけます。当然大もとには学習指導要領もありますし、教育振興基本計画の中にちりばめられているような内容を理解した上で、指導主事等は助言を入れていくという形です。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(川田教育次長)

神戸としてこれは外せないというのは、前回お示しした神戸の指導の重点がありますので、その中にも神戸独特のものを入れていきます。その辺も加味しながらつくっていかうと思っています。

(雪村教育長)

報告事項6、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、報告事項7、平成30年度神戸市立高等学校入学者選抜における推薦入学に係る志願状況等についてお願いします。

報告事項7 平成30年度神戸市立高等学校入学者選抜における推薦入学に係る志願状況等について

(日比学校教育課長)

2月15日木曜日に実施された神戸市立高等学校の推薦入学の志願状況について御報告します。

推薦入試は、葺合高校国際科は定員の100%、その他の学校では定員の50%を募集します。合格者発表は2月20日火曜日に志願先の高等学校で行われました。志願者数については山根首席より報告します。

(山根学校教育課首席指導主事)

1ページの表の下の合計欄をごらんください。神戸市立高校全体の推薦入試募集定員780名に対し1,170名が志願し、志願倍率は1.5倍となりました。後ほどごらんいただきますが、県内公立高校全体の平均倍率は1.39倍でした。また、市内にある県立高校の平均倍

率は1.37倍でしたので、神戸市立高校は高い倍率となりました。それでは、上から順に六甲アイランド高校から説明します。

六甲アイランド高校は、募集定員200名に対して284名が志願し、1.42倍となりました。葺合高校の国際科は定員80名に対し113名が志願し、1.41倍となりました。神港橋高校は定員160名に対し217名が志願し、倍率は1.36倍となりました。須磨翔風高校は定員160名に対して281名が志願し、1.76倍となりました。総合学科を設置している県内の高等学校では一番高い倍率となりました。科学技術高校は4学科全体で1.53倍となりました。

2ページの参考資料1をごらんください。

兵庫県内の公立高校全体では募集定員7,820名に対し、志願者数は1万852名、1.39倍となり、前年度とほぼ同じ志願倍率となりました。

2は市内にある県立高校の状況です。兵庫高校の創造科学科は高倍率となっています。一方で、兵庫工業高校では定員割れの学科があります。

なお、推薦入試に引き続いて学力検査は3月12日月曜日に実施されます。学力検査の志願状況等の結果は、次回の教育委員会会議で報告させていただきます。

以上で、平成30年度神戸市立高等学校の推薦入学に係る志願者数等の状況報告を終わります。

(雪村教育長)

推薦入学に係る志願状況について、いかがでしょうか。

神港橋高校は、初年度は少しPRが弱かったけれども、一般入試の神港橋は割と倍率が出ていますか。

(山根学校教育課首席指導主事)

神港橋高校は、一般入試のほうで160名の募集定員に対して228名、1.43倍となっています。昨年度は1.34倍でしたので上がってきています。

ちなみに須磨翔風高校は、160名に対して304名、1.90倍と極めて高い倍率です。

(梶木委員)

なぜそんなに高いのですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

教育活動が評価されているからです。

(梶木委員)

でもすごく落ちるということですよ。

(山根学校教育課首席指導主事)

そうですね。

(梶木委員)

みんな受かっているんですかね。

(山根学校教育課首席指導主事)

私学で受かっている子が多いと思います。たとえ高倍率でも須磨翔風に行きたいという生徒が多いということはどうれしいと思っています。

(雪村教育長)

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、報告事項 8、高等学校における通級指導教室についてお願いします。

報告事項 8 高等学校における通級指導教室について

(秋定特別支援教育課長)

高等学校における通級指導教室についてということで、平成30年度から制度化される高等学校における通級指導教室の神戸市としての取り組みについて報告します。

1. 法整備ですけれども、平成30年度から高等学校での通級による指導が可能となるように制度化をされています。これは高等学校の教育課程の中に自立活動を加えて、それが単位認定可能になるということです。

神戸市としての高等学校における通級指導のあり方ですが、通級指導は平成5年度に全国的に制度化されていますが、神戸市では昭和41年より実施をしている歴史があります。早期指導の観点から幼稚園にも通級指導教室を独自で設置しています。高校での通級指導を実施すると、幼稚園から高校まで切れ目のない支援の場を提供することができるということです。

対象生徒ですが、LD——学習障害、ADHD、自閉症等で、原則として知的おくれを伴わない子供ということで、診断または傾向のある神戸市立高校生で保護者と本人が同意した者です。

担当教員ですが、平成30年度は正規1名と常勤講師1名です。

指導教室ですが、平成30年度は竜が台小学校の中の竜が台教室を拠点に活動します。竜

が台教室では、幼・小・中の通級指導をすでに行っています。

平成30年度については、各高校の指導教室の整備、高校教員に向けての研修の実施、巡回による実態調査、教育相談等を行います。担当教員の専門性向上のために、竜が台教室内の小・中学校の通級の観察、あるいは学びの支援センターでの実地研修に参加をしていただきます。平成31年度からは本格実施ということで、曜日がわりで各校を巡回し指導するということです。

次のページには高校通級のイメージです。平成30年度についてはこの絵の左の真ん中辺りですけれども、竜が台小学校の中に通級指導教室を設置します。全高校で教員を紹介していただいて巡回するということです。平成30年度については、1学期は生徒へのリサーチ、中学校への啓発リーフレット作成、各高校で広報等を行います。2学期から教育相談を開始して、3学期より指導を開始し、平成31年度に向けての入級審査をするという流れです。

以上で説明を終わります。

(雪村教育長)

この件についていかがでしょうか。

(梶木委員)

平成30年度のイメージに書いてある、全高校で教員を紹介というのがよくわからないんですが、どんな感じですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

担当教員が2名配置されるのですが、その2名については神戸市立の高等学校全ての学校の通級の先生ですという形で紹介をしていただこうと思っています。

(梶木委員)

誰に紹介するのですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

職員に対してと、それから保護者に対してという形です。

(梶木委員)

この担当教員二人はふだんいる場所も竜が台小学校になるのですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

小学校の中に竜が台教室があるのですが、そこで幼稚園、小学校、中学校の通級指導教

員が指導して、職員室もそこにあるんです。職員室を一緒にすることで専門性の向上を図るということも30年度の大きな狙いの一つにしています。実際は通級指導教員配当をされているのですけれども、高校では通級指導ということが今までなかったので、一体小学校や中学校ではどんなことをしてるのかというところの具体から入って、専門性をつけていただくというところになるのかなと考えています。

(梶木委員)

高校生だったら自力で来るのですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

いいえ。通学時間がやはりもったいないということで、通級指導については教員が行きます。ですので、全ての高校で紹介していただけたらと考えています。巡回による指導が中心になります。

(山本委員)

以前に尋ねたときに、高校というのは入試とか試験があるので、中学校からの各校の子供たちの情報を連携するのがなかなか難しいと聞きました。小・中の場合は公立小・中の連携でさまざまな情報交換をするケースが多いと思いますが、今回このような通級指導ができることによって、そのあたりの子供たちの様子、困り感みたいなものが高校のほうにも共有されて、子供たちができるだけそこで救われていくとか、また相談するところがあるという形でいけたらいいなと思います。今はまだ始まっていないのだと思いますけれども、恐らくある程度のニーズはあると予想されているということでしょうか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

今年度の1年生と2年生については、対象となる生徒を調べたところ92名いました。ただ、対象となるのは92名ですが、希望されるという生徒がどのくらいいるかということについてはまだ未知数です。ですが、この子供たちがやはり学びたいという気持ちになったときに、いる場所があるのが大事かなと思っています。

(今井委員)

例えば六甲アイランド高校でといったときに、週に1回お二人の先生のうちのどちらか一人が来て、通級指導が展開されることにはなりますが、そのときに普通の授業は受けないのでですか。それはどうするのですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

平成30年度から高校の単位に加えることができるという制度化がされるのですが、ただ、

神戸市では高校それぞれが特色ある形態で行われているので、教科書も全く学校ごとに違います。そういうことも踏まえて研究させていただく学期になるかと思います。ですので、卒業の単位に振りかえるのか、または加えるのかというところからスタートすることになります。そして、希望によって授業中抜けたくないという——小・中学校は授業中抜けているんですけども、抜けたくないという場合については放課後であったり業間であったりという形のモジュール的な指導になるかなと思います。

(今井委員)

1年かけてそれをどうしていくか模索していく期間ということですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

今も既に作業部会でしているんですけども、各高校でまた内規というのをつくっていただかないといけなくなるので、早急にそれは決定して進めていきたいと思っています。次年度はその単位を認定しないですけども、教育相談や外からの指導ということについては、どんどん入れていきたいと考えています。

(今井委員)

担当の教員の候補とかは、どんな感じの先生から選ばれる感じですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

実はもう決まっています。

(今井委員)

何かこういう経験をお持ちというようなことはありますか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

経験がない方です。ただ、中学校と高校と両方を御経験されているということは、大きな子供たちを知っているという意味ではいい方かなと思っています。また、お一人は特別支援の免許もお持ちの方ですので、専門性を生かしていただくと、それから先ほど出ましたけれども、学びの支援センターという特別支援に特化したセンターがありますので、そこで週1回研修していただいて専門性を向上させていただきたいと考えています。

(梶木委員)

とりあえずスタートするという感じですか。二人で九十何人とか、通級指導を希望される方がどれだけいるのかによりますが、これだけ回ってとなるとなかなか大変そうですね。一生懸命回られたら行こうかなという子供がふえるのかもしれないし、周知すればニーズ

を開拓するような気もするんですけども。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

そうですね。小学校に比べて中学校は格段に減ります。ですので、高等学校に上がるとまたそこから減るのかなということは考えられるのですが、保護者に教育相談をして家庭の中から少しずつ対人のスキルであったりということもしますし、保護者への教育相談も合わせてしていきます。そして、担任の先生であったり学年の先生に、外から見ていてこの子はこんなふうに授業をしたほうがわかる子だというようなアドバイスもしていただくのが次年度になります。

(雪村教育長)

基本は巡回した先生が学校へ行って、取り出し授業をするわけですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

はい。平成31年度からは取り出しの形でやります。

(雪村教育長)

さっき言われていたように、九十何人のうち何人希望するかですね。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

時間的な配慮が必要になるかと思います。保護者のほうのニーズはあるんです。この子やったらできるんですというようなニーズがあるので、保護者を通して指導するという場合もありますし、担任を通して指導するという場合も出てくるかと思います。

(山本委員)

取り出ししてというような形になった時に、小学校と中学校の場合だと朝8時45分から始まって夕方くらいまでの時間帯ですけど、高校は全日制と定時制もあるとなると、非常に幅があるので、いろんな中で勤務の仕方や入り方も含めていろいろなアイデアがここで要求されるのかなと思うんですけども、なかなか大変ですか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

まだまだ課題があります。

(雪村教育長)

この件、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、教第85号議案、神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第85号議案 神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の件

(豊永総務課長)

85号議案ということで、事務局組織規則等の一部を改正する規則の件ですが、まず3枚目の改正の理由をごらんください。

一番下に書いていますが、教育委員会事務局及び教育機関の職制を改正するに当たり、規則を改正する必要があるためということで、既に御説明をしていますが、社会教育部を廃止して、その中の生涯学習課を廃止し、地域連携推進課を総務部にもって行きます。あるいは、文化財課と公民館を総務部にもって行きます。それから、総合教育センターを一類の事業所として、学校図書係については生涯学習課から総合教育センターへもっていきます。あるいは、スポーツ教育協会の給食部門を学校給食会として新たに分離するというような体制の中身です。

具体的には4枚目の新旧対照表で、まずは事務局の組織規則。それから2枚めくっていただいて教育機関の組織に関する規則。その次には教育委員会の公印規則。最後のページには文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則ということで、新旧対照表をつけています。

説明については以上です。よろしくお願いします。

(雪村教育長)

この件についていかがでしょうか。

既に説明されていた規則改正ですが、よろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

そうしたら、86号議案、教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第86号議案 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の件

(豊永総務課長)

こちらについて2枚目の新旧対照表で御説明します。

まず、別表1ということで、これは正規の勤務の職員になりますが、博物館のところをごらんください。このたび博物館が休館に入るということで、今まで月曜日を週休日としていましたが、日曜日に週休日を変えるというものがまず別表第1の博物館のところになります。

その下の神戸ゆかりの美術館、それから別表第2、これは再任用短時間職員の勤務時間休暇の関連になりますが、これについては現状の状態に合わせるということで文言の整理をしているものです。

御説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

(雪村教育長)

この件についていかがでしょうか。リニューアルオープンしたら再度規則を変えるわけですね。

(豊永総務課長)

はい。

(雪村教育長)

86号議案よろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

続いて、87号議案、神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第87号議案 神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則の件

(豊永総務課長)

2枚目の新旧対照表をごらんください。

現行第2条の第3号ですが、産業医——本市に勤務する医師のうちから、教育長が選任した者をいうとなっています。より幅広く産業医を選任するという観点で、改正後のほうですが、労働安全衛生法第13条第1項の規定により医師のうちからということで、産業医の選任の規定を改正するものです。ちなみに市長部局も同様の改正となっています。

御説明は以上です。よろしく申し上げます。

(今井委員)

事前にもお伝えさせていただいたのですが、改正後の日本語が変かなと思います。労働安全衛生法第13条第1項の規定の仕方からして、この規定により医師のうちからとつながるのはなんとなく変な感じがします。どちらかという、医師のうちから「、」で労働安全衛生法第13条第1項の規定により教育長の選任した者のほうがまだすっきりすると思います。これは首長部局とも合わせられているということなので、なかなかこちらだけ変えられないですか。

(豊永総務課長)

そうですね。同様の改定になっています。この労働安全衛生法第13条第1項というのは、産業医の選任を規定している文言になります。ですから、産業医の選任については医師のうちからという意味合いかなと思っています。

(今井委員)

そうであれば、規定によりのあとにせめて「、」を入れるとかはどうですか。そうじゃないと全てにつながっているのがどうもすっきりしないです。でも、市長部局と合わせないといけないんですよね。

(豊永総務課長)

絶対にぴったり合わせないといけないわけではないです。

(金気総務課総務係長)

市長部局からの依頼で、同じ改定の趣旨ではあります。おっしゃるとおりの意見もあるとは思いますが。

(豊永総務課長)

もし「、」を入れることが可能であれば、入れるように調整します。

(雪村教育長)

もう一度市長部局側に対して確認をしておいてください。
87号議案についてよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

続いて、教第89号議案、事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件についてお願いいたします。

教第89号議案 事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件

(豊永総務課長)

教育長に代理させる件ですが、理由の欄をごらんください。教育委員会事務局等職員の人事については、他の任命権者の人事と深くかかわり、その決定時期が発令予定日の直前となる可能性が高いということで、このたび臨時代理をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

(雪村教育長)

内示は、今の予定ではいつぐらいになりそうですか。

(豊永総務課長)

事務局人事については20日に内示の予定です。

(雪村教育長)

わかりました。89号議案についてよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、96号議案、神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令の件についてお願いいたします。

教第96号議案 神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令の件

(豊永総務課長)

96号議案について、2枚目の新旧対照表で御説明します。

辞令書の書式ということで、第3条に定めていたのですが、第3条を辞令という形で改正します。改正後の第3条を読み上げますが、辞令は、職名、氏名、所属、給料、発令事項及び発令日を記載した辞令書その他の書面の交付その他適当な方法により行うということで、この部分が大きな改正になります。

あと、削除等をするものや、条ずれするものがありますが、この理由ですけれども、辞令書の交付を必須とせず、辞令は必要な記載内容を備えている書面の交付であったり、その他適当な方法で行うことができるようにするというので、これは全市の方針なのですが、ペーパーレス化を含めた業務の省略化のためということで、このたび辞令式も変えさせていただくという内容です。

今まで1カ所に集まって辞令書を紙で手渡ししていたのですが、それを原則辞めていくということで、このたびこの改正を挙げています。よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

この件についていかがでしょうか。

(梶木委員)

何だかなとは思いますがね。

(豊永総務課長)

ただ、辞令交付式はなくなりますが、訓示——例えば市長から、あるいは教育長からというような訓示はする予定にしています。

(今井委員)

この訓示は個別にされるのですか。

(豊永総務課長)

いいえ、集まって行います。

(今井委員)

じゃあ、やっぱり集まるのですか。

(豊永総務課長)

集まる場所であったり時間です。今までは一人一人に渡していましたので、物すごい時間がかかっていたというようなこともあり、そういうのは少し省略化をしようかというこ

とになっています。

(梶木委員)

新規採用者とかにはあるのですか。

(豊永総務課長)

はい。身分にかかわるようなこと、例えば採用であったり退職であったりの辞令はきちんと渡します。

(梶木委員)

最初からないのはちょっとどうかなと思いました。

(豊永総務課長)

それはやらせていただきます。

(雪村教育長)

これで総務課と教職員課は大分省略化されるんですね。

(伊東委員)

教員はまだですか。

(豊永総務課長)

教員も同様の方向では考えています。

(雪村教育長)

この4月に向けて、この件よろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、報告事項1、平成30年第1回定例会市会（2月議会）の報告についてお願いします。

報告事項1 平成30年第1回定例会市会（2月議会）の報告について

(豊永総務課長)

第1回定例会市会2月議会ですが、既にお送りをしていますので概要だけ説明します。

まず、2月22日の文教子ども委員会ですが、補正予算の提案をしましたがそれについての質疑はありませんでした。その他所管事項ということで、垂水区の事案等に関して御質問がありました。

それから二つ目の第1回定例会市会2月議会ですが、代表質疑ということで、デザイン都市・神戸についてであったり、認知症対策、SNSを活用した相談窓口の設置といったような内容で質疑がありました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

市会の報告についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

それでは引き続き、主要行事の報告と予定について、総務課よりお願ひします。

その他報告事項 主要行事予定

(豊永総務課長)

まず、2月13日以降の主要行事ですが、非常に数多くの行事に御出席をいただいています。記載のとおりとなっています。

それから二つ目、今後の主要行事予定ですが、13日火曜日が青陽東養護学校高等部の卒業式、それから友生支援学校高等部の卒業式。15日木曜日は青陽須磨支援学校小中学部の卒業式。16日金曜日は幼稚園の修了式。22日木曜日は小学校卒業式、義務教育学校前期課程修了式となっています。

3番目の委員会会議日程ですが、3月26日月曜日13時15分から定例会を予定しています。よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

主要行事の件でつけ加えることとか確認されたいことはございませんか。

(梶木委員)

3月26日の時間が違うというふうに聞いています。

(田中総務課調整係長)

済みません。2時からです。

(雪村教育長)

14時ですね。

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

その他、教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げるべき項目について、御意見はございませんでしょうか。

(山本委員)

すぐではないかと思うのですが、一つは前回の多忙化対策の件で、実態調査をしていた中で、どのようなことが挙がってくるのかというあたりについてのことが一つ。それともう一つは、この前の市会の中でもちょっと出ていたかと思えますけれども、ICTを現場にどうおろしていくかということ、平成30年度中には教育委員会の中でも大体の方針を固めていくような流れのことが出ていましたけれども、そのあたりについても具体的にこういう場でも出していただきながら、またいいものができるように考えられたらと思えました。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

(梶木委員)

もう一つ、この間の教育委員会会議でもちょっと話題にしましたけれども、学力とかいろいろ子供にかかわる課題を解決していくのに、教育委員会だけではなかなか難しいことが多いので、全庁的な動きに結びつくような取り組みが必要だと思ひます。4月から新しい教育長も来られると思ひますので、教育委員会だけではなくて、こども家庭局とか、ほかの保健福祉部局だったりとか、もっとほかにもいろいろあると思ひますけれども、そういうところと子供にかかわるということでの横断的な施策をとっていけるような体制とか意見交換会とかをしていただけたらいいかなと思ひます。お願ひします。

(豊永総務課長)

わかりました。それもこども家庭局であったり、少し所管の副市長とも相談しながら進めたいと思ひます。

(雪村教育長)

ほか、よろしいですか。

それでは、ここで公開案件については全て終了しましたので、ここから非公開案件に入ります。

(傍聴者 退席)

(雪村教育長)

それでは、教第84号議案、神戸市職員退職手当金条例の一部を改正する条例（案）に関する意見決定の件について、総務課よりお願いします。

教第84号議案 神戸市職員退職手当金条例の一部を改正する条例（案）に関する意見決定の件

(豊永総務課長)

まず理由を説明します。5ページをごらんください。

国及び他の地方公共団体の退職手当の改定状況を勘案して、退職手当の額を引き下げる等に当たり、条例を改正する必要があるためとなっています。

資料の2ページで改正の内容を説明します。調整率の見直しということで、次のとおり見直すとあります。まず調整率ですが、これは官民均衡を図るため、国の退職手当法で定められたものとなっており、調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げます。これに伴い、最高支給率——これは勤続35年以上の退職手当の支給率になりますが、49.59から47.709に下がることとなります。支給率57月に調整率を掛けたものが今回のそれぞれの最高支給率に変わるものです。実施時期は30年4月1日となっています。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(雪村教育長)

御質問等いかがでしょうか。

特にございませんか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

それでは、異議なしという形で、市長に意見を返したいと思います。

続いて、第90号議案、平成29年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する

る意見決定の件について、お願いします。

教第90号議案 平成29年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見決定の件

（豊永総務課長）

3ページをごらんください。神戸市一般会計補正予算の教育委員会所管分です。

まず歳出予算説明のところですが、小学校費で教職員費をマイナスの3億円減額補正をするものです。

理由ですが、今回補正するのは、退職者の減に伴う減額補正ということです。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（雪村教育長）

この件、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（5名の賛成により可決）

（雪村教育長）

では、これも異議なしということで意見を返します。

閉会：午後5時30分